

沖縄県知事が解散命令を行った農事組合法人（平成 25 年 4 月 1 日以降）

1. 直近で解散命令を行った農事組合法人

農事組合法人名	理由	解散命令等の年月日
農事組合法人沖縄県特産品組合	法第 95 条の 2 第 3 号	解散命令発出年月日 平成 28 年 1 月 14 日 解散登記年月日 平成 28 年 2 月 5 日

◇ 処分内容

法第 95 条の 2 第 3 号の規定に基づく解散命令

◇ 処分理由

- (1) 沖縄県は、平成 27 年 4 月に、設立の届出及び活動状況に関する資料を提出するよう、「農協法第 93 条第 1 項」の規定に基づく報告徴求命令を行いました。報告がありませんでした。
- (2) このため、沖縄県は、平成 27 年 6 月に、(1)の報告を行うよう、法人に対して、「農協法第 95 条第 1 項」の規定に基づく必要措置命令を行いました。報告がありませんでした。
- (3) (1)、(2)を踏まえ、沖縄県は、平成 28 年 1 月に、法人に対して、「農業協同組合法第 95 条の 2 第 3 号」の規定に基づく解散命令のため、「行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条」の規定に基づく聴聞を開催したところ、理事の出頭又は理事からの陳述書の提出はありませんでした。

2. 解散命令を行った農事組合法人

農事組合法人名	理由	解散命令等の年月日
農事組合法人県酪哺育ユートピア牧場	法第 95 条の 2 第 3 号	解散命令発出年月日 平成 25 年 9 月 19 日 解散登記年月日 平成 25 年 10 月 2 日
農事組合法人ダイエイインダストリー組合	法第 95 条の 2 第 3 号	解散命令発出年月日 平成 25 年 9 月 19 日 解散登記年月日 平成 25 年 10 月 2 日
農事組合法人在所農畜産組合	法第 95 条の 2 第 3 号	解散命令発出年月日 平成 25 年 9 月 19 日 解散登記年月日 平成 25 年 10 月 2 日
農事組合法人あいしん	法第 95 条の 3 第 1 項	解散命令公告日 平成 25 年 10 月 11 日 解散登記年月日 平成 25 年 11 月 26 日
農事組時法人東陽果樹園組合	法第 95 条の 2 第 3 号	解散命令発出年月日 平成 26 年 3 月 19 日 解散登記年月日 平成 26 年 4 月 14 日
農事組合法人おきなわ農業生産組合	法第 95 条の 2 第 3 号	解散命令発出年月日 平成 26 年 4 月 17 日 解散登記年月日 平成 26 年 5 月 1 日
農事組合法人座間味農業生産組合	法第 95 条の 2 第 3 号	解散命令発出年月日 平成 28 年 1 月 14 日 解散登記年月日 平成 28 年 1 月 25 日

農事組合法人ひと声情け	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 平成28年1月14日 解散登記年月日 平成28年1月25日
沖縄農事組合法人環境開発センター	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 平成28年1月14日 解散登記年月日 平成28年1月25日
農事組合法人松尾原農業生産組合	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 平成28年1月14日 解散登記年月日 平成28年1月25日
農事組合法人沖縄バイオケミカル生産組合	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 平成28年1月14日 解散登記年月日 平成28年1月25日
農事組合法人新興組合	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 平成28年1月14日 解散登記年月日 平成28年1月25日
海ぶどう農事組合法人	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 平成28年1月14日 解散登記年月日 平成28年1月25日
農事組合法人ヤンバルマンゴーファーム	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 平成28年1月14日 解散登記年月日 平成28年1月25日
農事組合法人西原種豚生産組合	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 平成28年1月14日 解散登記年月日 平成28年1月25日
農事組合法人沖縄県薬草産業組合	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 平成28年1月14日 解散登記年月日 平成28年1月25日
農事組合法人石川農園	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 平成28年1月14日 解散登記年月日 平成28年1月25日
農事組合法人パイオニア・ファーム	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 平成28年1月14日 解散登記年月日 平成28年1月25日
農事組合法人フロンティア・ファーム	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 平成28年1月14日 解散登記年月日 平成28年1月25日
農事組合法人屋嘉生産組合	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 平成28年1月14日 解散登記年月日 平成28年1月25日
農事組合法人ファームオキナワ	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 平成28年1月14日 解散登記年月日 平成28年1月25日
農事組合法人谷茶農園	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 平成28年1月14日 解散登記年月日 平成28年1月25日
農事組合法人伊江きくらげ生産組合	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 平成28年1月14日 解散登記年月日 平成28年1月25日
農事組合法人伊江酪農生産組合	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 平成28年1月14日 解散登記年月日 平成28年1月25日
農事組合法人パパイヤ農産	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 平成28年1月14日 解散登記年月日 平成28年1月25日
農事組合法人宜野座村花卉生産組合	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 平成28年1月14日 解散登記年月日 平成28年1月25日

農事組合法人白玉牧場	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 解散登記年月日	平成28年1月14日 平成28年1月25日
農事組合法人川原園芸組合	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 解散登記年月日	平成28年1月14日 平成28年1月25日
農事組合法人龍	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 解散登記年月日	平成28年1月17日 平成28年1月28日
農事組合法人饒波パパイヤ生産組合	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 解散登記年月日	平成28年1月24日 平成28年1月28日
民都農事組合法人	法第95条の2 第3号	解散命令発出年月日 解散登記年月日	平成28年1月24日 平成28年1月28日

◇ 参考

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）（抄）

【報告の聴取】

第93条 行政庁は、組合、農事組合法人若しくは中央会から、当該組合、農事組合法人若しくは中央会が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程を守っているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合、農事組合法人若しくは中央会に対し、その組合員（組合にあつては組合員又は会員、農事組合法人にあつては組合員、中央会にあつては会員をいう。以下同じ。）、役員、使用人、事業の分量その他組合、農事組合法人若しくは中央会の一般的状況に関する資料であつて組合、農事組合法人若しくは中央会に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる。

②・③（略）

【違法行為に対する処置】

第95条 行政庁は、第93条の規定による報告を徴した場合又は第94条の規定による検査を行つた場合において、当該組合若しくは農事組合法人又は中央会の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程に違反すると認めるときは、当該組合若しくは農事組合法人又は中央会に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

② 組合若しくは農事組合法人又は中央会が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができる。

③（略）

【行政庁による解散命令】

第95条の2 左の場合には、行政庁は、当該組合又は農事組合法人の解散を命ずることができる。

一 組合又は農事組合法人が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二（略）

三 組合又は農事組合法人が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。